明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附則第四条の二第十項中「附則第三十三条の三第一項」を「附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項」に改め、「、第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の二の二第一項」を、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」を加え、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項」を、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」を加え、同条第十八項中「附則第三十三条の三第五項、」に、「、第三十五条の二第六項」を「、第三十五条の二第五項、第三十五条の二の二第五項」に改め、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」を加え、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第七条に次の三項を加える。

19　法附則第十一条第十四項に規定する契約のうち政令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第二号に掲げる契約（第一号において「事業契約」という。）の内容として次に掲げる事項の全てが定められているものとする。

一　法附則第十一条第十四項に規定する特例事業者による事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産（第三号において「対象不動産」という。）の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

二　前号の特例事業者が、法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地を取得するものであること。

三　次に掲げる対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地の上に新築をする同号に規定する特定家屋　当該土地の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

ロ　法附則第十一条第十四項第四号に掲げる家屋　当該家屋及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

四　法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋（増築、改築、修繕又は模様替後のものに限る。）及びその敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地は、当該新築又は当該増築、改築、修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。

五　その他国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項

20　法附則第十一条第十四項第一号及び第二号に規定する建替えが必要な家屋として政令で定めるもの並びに同項第四号に規定する増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次に掲げる家屋とする。

一　新築された日から起算して十年を経過した家屋

二　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた家屋

21　法附則第十一条第十四項第一号に規定する都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものは、耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）であつて、当該家屋の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。）、学校、病院、介護施設（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第二項に規定する公的介護施設等又は同条第三項に規定する特定民間施設をいう。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。）とする。

附則第十六条の二の十一の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項の表法第三百十五条の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、「金額（」の下に「第一号を除き、」を加え、同表法第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号の項、第四十六条の二第二項の項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六の項、第四十八条の三第二号ホの項及び第四十八条の五の二の項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、附則第十六条の二の十一第二項を同条第四項とし、同条第一項の表中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除する。

附則第十六条の二の十一に第一項として次の一項を加える。

法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上生じた損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除する。

附則第十八条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「法附則第三十五条の二の二第二項」を「同条第二項」に、「株式等の同条第一項」を「一般株式等の租税特別措置法第三十七条の十第一項」に、「及び第六項」を「及び第五項」に、「株式等の譲渡」を「一般株式等の譲渡」に改め、同条第二項及び第三項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第四項を削り、同条第五項の表中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等に」を「一般株式等に」に、「株式等の譲渡」を「一般株式等の譲渡」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「附則第三十五条の二第六項の」を「附則第三十五条の二第五項の」に改め、同項の表法第三百十五条の項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「金額（」の下に「第一号を除き、」を加え、同表法第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同表第四十六条の二第二項の項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六の項、第四十八条の三第二号ホの項及び第四十八条の五の二の項中「株式等」を「一般株式等」に改め、附則第十八条第十項を同条第八項とする。

附則第十八条の三を削る。